

四街道市農商工等連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化を図るため、地域資源を活用した農商工等連携推進事業（以下「事業」という。）を行う連携体に対して、当該事業に要する経費の一部について、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）及びこの要綱に基づき、四街道市農商工等連携推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農商工業者等 次のアからエまでのいずれかの分野に該当し、それぞれ当該アからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業者等 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合、企業組合若しくは商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された四街道市商工会をいう。
 - イ 農林漁業者 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
 - ウ NPO等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人及び公益に資する活動を行うことを目的に設立された法人又は団体等であって別表1に掲げる者をいう。
 - エ 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校をいう。
- (2) 連携体 前号ア又はイに該当する農商工業者等と、当該農商工業者等とは異なる分野に属する農商工業者等によって構成されるものをいう。
- (3) 地域資源 市内に存在する自然的、人文的、経済的及び社会的資源で、かつ、地域内の人間活動で利用可能又は利用されている有形、無形のあらゆる要素のことをいう。
- (4) 農商工等連携推進事業 農商工等の異なる分野が連携することで、地域資源を活用して、地域経済の活性化に寄与するイベントの実施や商品・サービスの開発等を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、地域資源を活用した農商工等連携推進事業を行う連携体であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 連携体の代表者が市内に事務所・事業所を有し、市内を主な活動範囲としていること。

- (2) 連携体が2者以上で構成されていること。
- (3) 運営及び会計処理が適正に行われていること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業、補助金の額は、次の表に掲げる事業及び額とする。

事業区分	補助率及び補助限度額
新規事業	補助率：2/3 以内 補助限度額：50 万円
継続事業	補助率：2/3 以内 補助限度額：25 万円

- 2 補助金の交付は、一の補助対象者当たり1年度につき1回とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業の実施に直接要する経費であって、別表2に掲げるものとする。

(事業計画の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、連携体の代表者を定め、あらかじめ、四街道市農商工等連携推進事業計画認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、四街道市農商工等連携推進事業計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者が実施できる事業は、次の第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、次の第4号から第6号までのいずれかに該当するものとする。この場合において、当該事業が複数の年度にわたり実施するものであるときは、年度ごとに当該年度に係る事業計画の認定を受けなければならない。

- (1) 農商工等連携の推進につながるもの
- (2) 地域のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できるもの
- (3) 事業計画及び予算の積算が適正であるもの
- (4) 市と協力して実施することにより、市及び連携体双方の事業の推進に相乗効果が期待できるもの
- (5) 連携体を構成する各主体の基盤強化及び人材育成につながるもの
- (6) 事業の目的意識及び役割分担等が明確で市の計画等に位置付けのある地域課題解決につながるもの

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、同項の規定による認定の対象としない。

- (1) 過去に新規又は継続で認定を受けた事業で、現に実施されている又はされていた事業と同一と認められるもの（同一の連携体が発行のものに限る。）

- (2) 主として営利活動を目的としたもの。ただし、将来、営利活動につながるものを除くものではない。
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (4) 調査研究のみを目的としたもの
- (5) 交流又は親睦のみを目的としたもの
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としたもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員と関係するもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 国、県及びそれらの外郭団体等から助成を受けているもの
- (11) 既存制度で対応できるもの
- (12) その他市長が適当でないと認めるもの
（事業計画の審査）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の認定又は不認定を決定するものとする。ただし、当該審査をするに当たり、市長は必要に応じ、専門的な知識及び経験を有する者の意見を聞くことができる。

（事業計画の認定等）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により事業計画の認定又は不認定を決定したときは、四街道市農商工等連携推進事業計画認定（不認定）通知書（様式第 2 号）により、申請した者に通知するものとする。

（交付の申請）

第 9 条 前条の規定により事業計画の認定を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「実施連携体」という。）は、市長が定める期日までに、四街道市農商工等連携推進事業補助金新規（継続）交付申請書（様式第 3 号。以下「交付申請書」という。）に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第 10 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市農商工等連携推進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 4 号）により、実施連携体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（決定の取消し）

第 11 条 市長は、第 8 条及び第 10 条の規定により認定及び交付の決定をした実施連携体

が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定及び交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定及び交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- (4) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始及び特別精算開始の事実が生じたとき
- (5) 連携体に該当しなくなったとき
- (6) その他事業を実施する者として市長が適当でないと認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 交付決定の取消しによって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、市は賠償の責めを負わない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(申請内容の変更等)

第13条 実施連携体は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更が生じたとき又は第10条第1項の規定により交付の決定を受けた事業を中止しようとするときは、直ちに四街道市農商工等連携推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第14条 実施連携体は、事業が完了したときは、市長が定める期日までに、四街道市農商工等連携推進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業の実施状況を証する書類及び写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四街道市農商工等連携推進事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により、実施連携体に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた実施連携体が補助金の交付を請求しようとする

ときは、四街道市農商工等連携推進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前条の規定は、前項に規定する概算払について準用する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月29日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条第1号)

一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、その他市長が 適当と認めた者
--

別表第2 (第5条)

区分	内容
1 報償費	外部講師、出演者への謝金
2 旅費	事業実施にあたり直接的に要するバス、電車等の交通費
3 需用費	消耗品費、ポスター等の印刷製本費、事業実施にあたり直接的に要する燃料費等
4 役務費	通信運搬費、事業実施にあたり必要な保険料等
5 委託料	事業実施にあたり、専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する経費(補助対象経費総額の2分の1を超えない

	ものとする)
6 使用料及び賃借料	会議室、イベント会場等の使用料、機材のレンタル・リース料、事業実施のために借り上げた施設等の賃借料
7 備品購入費	事業実施にあたり必要不可欠なもので、長期的に当該事業において使用する物品の購入費（1品10万円以下のものに限り、その額が補助対象経費総額の3分の1を超えないものとする）
8 その他	上記以外の経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの